

平成24年度 大阪府立環境農林水産総合研究所 夏の節電実行方針

1 基本方針

今夏の関西における電力需給は厳しい状況であり、電力ひっ迫が懸念されているため、大阪府の節電実行方針に準じて、事業者として自ら率先して夏季の使用電力の抑制に向け一層の取組みを行う。

2 適用範囲

大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、「研究所」）の全サイトを対象とする。

3 取組み期間

7月2日から9月7日までとする。

4 節電の目標

平成22年度の電力使用量より15%以上の削減を目指す。

特に、電力ピーク時（13時から16時）の最大需要電力について抑制を図る。

5 実施内容

（1）具体的な節電方法

空調、照明、コンセント系OA機器を中心に、以下に示す節電アクションを実施する。

ア 空調（冷房）

- ・適温設定を徹底する。（冷房28℃）
- ・使用していないエリア（会議室等）の冷暖房の停止を徹底する。
- ・サーバや機器等の維持のために特別空調を行っている部屋では、設定温度について精査し、支障のない範囲で設定温度を1℃以上上げる。
- ・空調設備への負荷が最も低い効率的な空調となるよう、家具什器類の配置など、執務室内レイアウトを見直す。
- ・窓のブラインドやカーテン、断熱シート等を活用し、執務室の温度変化を抑制する。東側の窓は、退庁時にブラインドやカーテンを降ろしておく。
- ・時間外勤務時に冷房を使用する場合は、退庁時刻の30分前に運転を止める。
- ・夏期のエコスタイル（原則ノー上着、ノーネクタイ）に加え、さらなる軽装勤務によるスーパークールビズを実施する。

イ 照明

- ・間引き等により執務室における照明照度を照度計による確認を行うなどし、原則300ルクス以上500ルクス以下程度とする。
- ・昼休み時間の執務室消灯を徹底する。
- ・消灯しやすいよう、各所属においてスイッチに照明場所を表示するシールを貼付する。
- ・人感センサーが設置されていないトイレや、常時使用しない場所（書庫、更衣室、ロッカー等）については、使用時以外消灯する。
- ・時間外勤務時に使用エリアを限定し、レイアウト上可能な範囲で勤務者以外のところの照明を消灯する。

- ・支障がない範囲で、廊下、トイレ、階段等間引き消灯する。

ウ パソコン、OA機器

- ・退庁時にはパソコンのACアダプターをコンセントから抜く待機電力の消費を抑える対策をとる。また、コンセントを抜く手間を省くため節電タップを積極的に設置する。
- ・パソコン画面の輝度（概ね60%）を下げる。
- ・長時間の離席時（概ね2時間以上）操作をしない場合はパソコンをシャットダウンする。
- ・ノート型パソコンについては、少しの離席でもふたを閉じる。
- ・プリンター及びコピー機が複数台設置されている所属では、必要最低限のものを除き常時電源を切る。さらに残業時間帯は原則として1台のみとする。ただし、コピー機とFAXが一体となったもので、FAXを常用に使用しているものは除く。

エ 施設及び執務室の電気製品

- ・待機電力の削減（テレビ、シュレッターなど電気製品の未使用時にはコンセントを抜く。）
- ・電気製品購入時には「大阪府グリーン調達方針」に従い、省エネ型の機種を選定する。
- ・冷蔵庫は庫内設定を「強」から「弱」に設定する。冷風口の前に物を置かないようにし、庫内に詰める量を減らす。また、各所属において不必要なものがないか適宜庫内の点検を行う。
- ・ガス給湯器が設置されている所属・施設では、給湯はできるだけガスを利用する。
- ・コーヒーメーカー等の使用は禁止する。電気ポットの使用は、朝、湯を沸かすときのみ電源を入れ、それ以外はコンセントを抜く。但し、来客など職場の状況に応じて対応する。
- ・トイレの暖房便座・温水設定は切る。

オ エレベータ

- ・エレベータの利用を控え、できるだけ階段を利用する。

カ 自動販売機

- ・各施設において支障のない範囲で、設置業者に節電の要請を行う。
※自動販売機の節電～機器の消灯、冷却停止時間の延長、複数台設置の場合の間引き稼働、省エネ型機器への更新、期間中の冷却停止等

キ 節水

- ・積極的に節水を行い、所内の揚水ポンプの稼働時間を少なくさせ、電力の使用を抑制させる。

(2) 時間外勤務縮減の取組みによる省エネ

①仕事のあり方の見直し

- ・業務内容そのものを点検。
- ・業務の優先順位を常に意識。
- ・不要不急な照会等はしない。

- ・ 終業間際に会議等は設定しない。
 - ・ 内部説明資料は、既存資料を活用。
- ②消灯時間の前倒し（7月2日～9月7日）
- ・ 現行の午後9時消灯を前倒しし、午後8時消灯とする。
- ③ゆとり週間の徹底（8月1日～8月17日）
- ・ 特に夏場の電力使用抑制を図るため、ゆとり週間は午後6時消灯とする。
※但し、災害等緊急時、府民対応時等は除く
- ④電力需給ひっ迫時などにおける節電効果も踏まえた休暇の取得促進

(3) ピークカット又はピークシフト対策

①昼休み時間のシフト

原則として、休憩時間を13時30分から14時15分までにシフトする。
ただし以下の者を例外とする。

- ・ 農業大学校に所属する職員（非常勤職員等を含む）及び学生。
- ・ 早朝勤務を行う畜産現場に従事する職員（ただし、13時30分から14時15分の間、本館・別館で実施している節電対策には協力することとする。）。

②コピー、シュレッダー等電気使用機器の作業時間の見直し

コピーなど電気を使用する業務については、午前中又は16時以降に行うように努める。
シュレッダーは13時から16時の間は使用しない。

③パソコン使用が不要な会議や打合せ時間を、電力ピーク時に設定するよう努める。

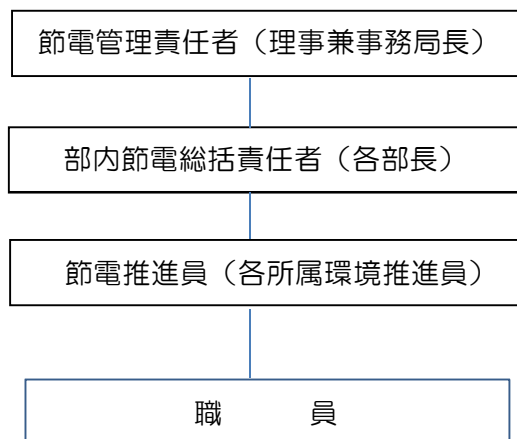
④研究室等においては、ピークシフト対策として、大容量の電力を使用する実験等は極力午前中に行う。

6 節電推進体制

節電を確実に実施するため、研究所の環境マネジメントシステムの体制を活用し、進行管理を行う。

環境管理責任者を節電管理責任者とし、方針全体の進行管理を行う。各部長を部内節電総括責任者とし、各部の節電の実施に関する責任を有する。各所属の環境推進員を節電推進員とし、節電の徹底、実施状況のフォローアップを行う。

<体制図>



7 その他

(1) 節電アクションについては、次の点に十分に留意する。

- ・施設の特性を勘案し、業務遂行に支障のないよう配慮した上、各施設又は各所属の判断により取組むものとする。
- ・障がい者（児）等の利用が考えられる庁舎、施設は状況に応じ照明、空調（冷暖房）等の運用に配慮する。

(2) 職員の家庭における取組みの推進

- ・職員が家庭において節電に努めることができるよう節電の啓発を行う。

(3) 来所者等への協力の呼びかけ

- ・節電アクションについて来所者の理解と協力を求める。

(4) 関係団体等への周知

- ・節電の取組みについて、関係団体に周知し協力を求める。

(5) 事業所等での節電協力のお願ひ・呼びかけの実施

- ・職員は、事業所訪問時や府民と接する機会、ホームページやメールマガジンなどあらゆる機会や媒体を使って、通常業務を通じても事業者等に節電対策に理解を頂き、自ら節電に取り組んでもらうよう周知・啓発を図る。

参照：スーパークールビズの軽装例

無地のものなど、信用と品位を損なわず暑苦しさや不快感を感じさせない清潔感のある軽装を心がけてください。

(軽装の例)

- ① ポロシャツ ② チノパン ③ スニーカー ④ Tシャツ
- ⑤ 綿パン

特に、上記の④、⑤については、TPOに応じた節度のある着用に限ることとします。

なお、④については無地など落ち着いたデザインで、執務室のみの着用とします。

熱中症予防のため、7月2日～9月7日の期間外でも、前日夕、当日朝のでんき予報において、使用率97%超過が見込まれると発表される場合は、同じ対応とします。